

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

原告
被告 国

ほか七六名

第六準備書面

平成六年七月二二日

被告指定代理人

野本 昌城
井上 邦夫
宮崎 芳久

法務省

京都地方裁判所第一民事部 御中

田村 厚夫
高橋 宏之
塚本 伊平
阿多 麻子
竹中 博司
野口 成一
西村 清典
近藤 備敬
斎藤 剛
望月 文明
竹林 経治

被告は、従前認否を留保した請求原因の一部につき、本準備書面において、裁判所の理解に資するために、以下のとおり認否する。

一 請求の原因第三の一について (平成四年(ワ)第二〇七五号事件)

原告番号一

〔日本名新井又淳〕が、大正十一年(一九二二年)一月二四日に出生したこと及び昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年(一九四四年)五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二

〔日本名文江泉福〕が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治二十九年(一八九六年)九月一三日に出生し、昭和十九年(一九四

法 務 省

四年)五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三

〔 〕については、日本名が〔 〕とあるが、被告保管資料にはかかる名前のある者は見当たらない。被告の保管資料には、〔 〕という類似の名前があり、同人が〔 〕と同一人物であるとすれば、同人が、明治四〇年(一九〇七年)一月二六日に出生したこと及び昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年(一九四四年)五月二二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号四

〔日本名〔 〕〕が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告保管の資料によれば同

人は、明治三二年（一八九九年）八月二八日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号六

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号七

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没

法 務 省

により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号八

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正八年（一九一九年）一月二七日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号九

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正四年（一九一五年）九月一二日出生し、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一〇

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一二年（一九二三年）一〇月三〇日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一一

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一二年（一九二三年）四月六日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一二

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没

法 務 省

により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一三

については、被告の保管資料にかかる名前の者は見当たらなかった。被告の保管資料には、 という類似の名前があり、同人が

と同一人物であるとすれば、同人が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大正三年（一九一四年）三月一九日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一五

が、明治四〇年（一九〇七年）一〇月二五日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡

したことは認める。同人は、昭和十九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一六

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）七月二日に出生し、昭和十九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一七

（日本名）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一八

法 務 省

については日本名がとあったが、被告の保管資料にはかかる名前の者は見当たらなかった。被告の保管資料にはといふ類似した名前があり、同人がと同一人物であるとすれば、同人が明治四四年（一九一一年）十一月二六日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一九

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）四月八日に出生し、昭和十九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、**■**が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正五年（一九一六年）一月一五日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二一

■が、大正四年（一九一五年）一月五日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二二

■が、大正一一年（一九二二年）一月二〇日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡し

法 務 省

たことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二五

■が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一〇年（一九二一年）一月二日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二六

■が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二七

が、大正九年（一九二〇年）七月二十六日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一六年（一九四一年）一〇月七日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二八

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一〇年（一九二一年）二月二二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二九

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正九年

法 務 省

（一九二〇年）六月九日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三〇

が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正七年（一九一八年）九月二九日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三六

（日本名）が、昭和三〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮

島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、[REDACTED]が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。

二 請求の原因第三の一について（平成五年（初）第二二二五号事件）

原告番号五二

[REDACTED]（日本名 [REDACTED]）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五三

[REDACTED]（日本名 [REDACTED]）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部

法 務 省

に所属していたものである。

原告番号五四

[REDACTED]（日本名 [REDACTED]）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五五

[REDACTED]については、被告の保管資料にはかかる名前の者は見当たらない。

被告の保管資料には [REDACTED] という類似した名前があり、同人が [REDACTED]

と同一人物であるとするれば同人が、大正十一年（一九二二年）七月七日に出生したこと及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号六〇

〔日本名 〕が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）六月一五日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。原告番号六一

については、被告の保管資料にはかかる名前の者は見当たらない。

被告の保管資料には といふ類似した名前があり、同人が と同一人物であるとすれば、同人が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、明治四二年（一九〇九年）七月三日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

法 務 省

原告番号六二

〔日本名 〕が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治三八年（一九〇五年）六月一日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。三 請求の原因第三の二について（平成五年（ワ）第二二二五号事件）

原告番号七〇

は、被告の保管資料によれば、大正五年（一九一六年）五月二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。